

豊橋市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 豊橋市（以下「市」という。）は、学生に対して市における就業体験の機会を与えることにより、学生の職業意識の向上や市政に対する理解を深めるために、本要綱に基づいてインターンシップ（以下「実習」という。）を実施する。

(対象者)

第2条 受入れの対象は、受入れに当たり、本市と協定を交わすことができ、かつ学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学生とする。

(受入期間及び受入人数)

第3条 受入れの実施期間は、原則2週間（実質10日間）以内とする。また、受入人数及び実施日については、別途定めるものとする。

(受入先)

第4条 受入先は、学生の希望する業務で受入れを実施している課とする。ただし、希望者多数の場合は、別途調整するものとする。

(受入手続)

第5条 実習を希望する学生は、受付票（様式第1）を大学等へ提出しなければならない。

2 受付票を受理した大学等は、申込書（様式第2）を市に提出しなければならない。

3 市は、実習の受入れを決定したときは、受入可否決定通知書（様式第3）を大学等に交付する。

4 大学等は、前項の受入決定通知書の交付を受けたときは、事前に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第4）

(2) 覚書（様式第5）

(3) 災害傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写し

(実習生の身分及び処遇)

第6条 実習生は、職員の身分は付与しないものとし、賃金、報酬、手当等は支給しない。

(遵守事項)

第7条 実習生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 職員の指示に従い誠実に研修すること。

(2) 市の信用を傷つけ、若しくは市の不名誉となるような行為又は職場秩序を乱す行為をしないこと。

(3) 実習中に知り得た一切の秘密を他に漏洩しないこと。実習終了後もまた、同様とする。

(4) 故意又は過失により市に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。

(5) 実習中に傷害等を受けた場合は自己の責任において処理すること。

2 実習生は、前項の規定を遵守するため、第5条第4項第1号の誓約書により確約しなければならない。

(実習費用)

第8条 実習に要する費用は、無料とする。

(災害補償)

第9条 大学等又は本人は災害傷害保険に加入し、実習期間において本人に災害が生じた場合、又は実習先との往復途上の災害に対して、市は責任を負わないものとする。

(賠償責任)

第10条 大学等又は本人は賠償責任保険に加入し、実習期間において市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(実習の中止について)

第11条 実習生が、第7条の規定に違反し、業務に支障を来たと認められる場合には、直ちに実習を中止する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実習生の受入れの実施に関し必要な事項は、市が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月27日から施行する。

豊橋市インターンシップ受付票

フリガナ			性別	
氏名				
生年月日				
学校名		年		
学部学科名				
現住所	〒			
連絡方法	電話番号			
	メールアドレス			
	緊急 連絡先	住所		
		氏名		
		電話番号		
自己PR等を含めて、豊橋市役所を選択した理由について記入してください。				
就職について考えていることなど、将来の進路希望について記入してください。				

第 1 希望職場	
第 2 希望職場	
第 3 希望職場	
第 4 希望職場	
第 5 希望職場	
上記以外の職場でも良いので、受入れを希望する。	
実習を 希望しない期間	
備考	

受付票の情報は、豊橋市インターンシップ実習以外には、一切利用いたしません。
ただし、記載していただいたメールアドレスへ採用情報を送信することがあります。

様式第 2

豊橋市インターンシップ申込書

受付番号

学校名		
担当者		
住所	〒	
電話番号		
メールアドレス		
実習における単位認定の有無		
実習に向けた事前学習の有無		
実習後の学生に対する評価・評点の方法		
インターンシップ申込者数		
学生の豊橋市インターンシップへの参加を申し込みます。		

その他記入欄

申込書の情報は、豊橋市インターンシップ実習以外には、一切利用いたしません。
 ただし、記載していただいたメールアドレスへ採用情報を送信することがあります。

様式第 3

様

豊橋市長 長坂 尚登

豊橋市インターンシップ受入可否決定通知書

令和 年 月 日付けで申込みのありましたインターンシップ受け入れにつきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

☐ 受け入れます。(受け入れできません。)

受入対象者	受入先	受入期間	備考

様式第4

誓 約 書

私は、豊橋市において、「豊橋市インターンシップ実施要綱」に基づき実習するにあたり、以下の事項について誓約します。

- 1 私は、豊橋市職員の指示に従い実習期間中は実習に専念します。
- 2 私は、豊橋市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為及び実習上知り得た秘密を実習中又は実習後において漏洩するような行為は行いません。
- 3 私は、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中に災害を受けた場合及び豊橋市又は第三者に対して損害を与えた場合については、自らの責任において対応します。

令和 年 月 日

豊橋市長 長坂 尚登 様

実習生

学校名 _____

氏 名 _____

様式第5

豊橋市インターンシップに関する覚書

豊橋市インターンシップによる学生の実習に関し、豊橋市（以下「甲」という。）と
〇〇〇〇〇〇大学（以下「乙」という。）は、次のとおり覚書を締結する。

（実習生の派遣及び受け入れ）

第1条 乙は、別紙に定める学生（以下「実習生」という。）を甲に派遣し、甲はこれを受け入れるものとする。

（実習生の氏名等）

第2条 実習生の氏名、実習期間及び実習職場は別紙のとおりとする。

（実習生の身分）

第3条 実習生は、乙の学生としての身分を有する。

（名札の着用等）

第4条 乙は、実習の実施に当たり、実習生に品位のある服装を着用させ、かつ、胸部に甲の指定する名札を着用させなければならない。

（賃金等）

第5条 甲は、実習生に対して、賃金、旅費その他の費用を支給しない。

（実習に専念する義務）

第6条 実習生は、甲の職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第7条 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（秘密を守る義務）

第8条 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

（実習中における事故責任等）

第9条 乙又は実習生は、実習期間中の事故等に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 甲は、実習受入先での安全確保にあたることとし、実習中における甲の責めに帰さない事故に関しては、乙又は実習生が自らの責任において対応しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により甲に損害を与えたときは、乙又は実習生は、甲に対しその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、甲は一切の責任を負わない。

5 実習生が第三者に与えた損害等により、甲が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、乙又は実習生は、自らの責任の範囲内で、当該賠償により甲が被った賠償の補填をし

なければならない。

(実習生の提出書類)

第10条 第6条から前条までの規定を遵守するため、乙は、甲に対して豊橋市インターンシップ実施要綱第5条第4項第1号に定める誓約書を事前に提出しなければならない。

(実習の中止)

第11条 甲は、実習生が第6条から前条までの規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合は、甲は乙にその旨通知するものとする。

(その他)

第12条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 豊橋市今橋町1番地
豊橋市長 長坂 尚登

乙 住 所
名 称

別 紙

実 習 に 関 す る 覚 書

項 目		内 容
実 習 生 氏 名		
実 習 期 間		令和 年 月 日～令和 年 月 日 (内休日)
実習配属先	所 在 地	
	部 課 名	
	連 絡 先	
実習時間	定 時 内	
実習条件	保 険	大学等又は本人にて加入
	実 習 手 当	無
	交 通 費 補 助	無
	食 費 補 助	無
受入責任者	受 入 責 任 者	
	配属先責任者	
	緊 急 連 絡 先	
学校側連絡先	実 習 担 当 者	
	緊 急 連 絡 先	
そ の 他		